

令和4年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
1	1	2,3	<p>P.2、3の表中、空き室数について、小多機 36室 看多機 51室 とあります。 前回資料比 △39 △8 と特に小多機が改善しています。 先日、市公報でPRされましたが、相応の結果が出てきているように思われます。 新規事業者の募集が出ていました。結果はどのようになりましたでしょうか？</p>	<p>松戸市老人福祉施設等整備事業者選考会における事業者選考結果に基づき、2月6日付で 看護小規模多機能型居宅介護1件の提案を採択したところです。</p>
2	1	3	<p>新松戸地区および小金地区には看護小規模多機能型居宅介護事業所はありませんが、両地区の サービス希望者は、No.3、No.6、No.7の馬橋地区の事業所が受け止めています。受け入れ先 選定に難渋する事例はないか、また両地区における現状や今後の整備の在り方について市のお 考えをお聞かせください。</p>	<p>馬橋地区に限らず、看護小規模多機能型居宅介護の利用希望者については、希望者毎の希望内容に 応じて、他圏域の事業所の受け入れとなっております。なお、利用を希望される方からの事業所選 定に係る相談事例は入っておりません。圏域外の利用希望者についても、利用相談があること等 について、事業所より適宜報告もあるため、事例はございません。 「看護小規模多機能型居宅介護」は重度対応・医療対応可能な在宅介護サービスであるため、「在 宅介護限界点の引き上げ」に大きく資するサービスであることから、全日常生活圏域への整備を目標 としながら、「小規模多機能型居宅介護」と相互補完できる機能分化を整理しつつ、整備状況や 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備状況も鑑みて、今後について、次期計画策定に基づ き整備を実施します。</p>
3	1	5	<p>No.5、No.6の事業所は、随時対応をそれぞれ2回、3回実施しています。特に時間外の対応に ついて、利用者からのどのような依頼に基づきどのように対応したのか教えてください。定期 巡回・随時対応型訪問介護看護における利用の実態や適した利用者像の検討に役立つと考えま す。</p>	<p>No5、No6の事業所に聞き取りしました結果、支援内容は次の通りとなります。訪問先は施設外利 用者、系列施設でした。 ・排泄介助 1件 ・排泄の失敗で、トイレの片づけと更衣介助 2件 ・転倒のため、起き上がり動作の介助 2件</p>
4	1	6	<p>認知症対応型共同生活介護サービスでは運営推進会議を行うようになっていますが、コロナ渦 で外部の委員さんを招いて会議を開くことが難しくなっているように思われます。実際に このような状況下運営推進会議の開催はどのようになっていますか。また、市として特に指導 していることはあるでしょうか。お教えてください</p>	<p>運営推進会議の開催について、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止 等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱うことが可能であると厚生労働省より示されて いるところです。本市においても、当該方針に基づく運用で差し支えない旨を事業所に周知して いることから、市内の感染状況を鑑み、書面開催による実施としている事業所もございます。ただし、 令和3年度と比べ、従前の参集形式で開催している事業所も徐々に増えてきています。</p>
5	1	6	<p>1. 運営指導のうち No.1、No.6について、「事故について、市に報告していない」とあります。 具体的には、どのような内容ですか？ No.5について、「勤務体制が定められていない」 これは常識としてあり得ないことで、業務運営はどうやっていたのでしょうか？ No.7について、「運営推進会議の議事録について公表していない」 公表とは、事業所内での表示のことでしょうか？</p>	<p>・事故報告に係る指導対象にあったNo.3及び6につきましては、報告対象事案である誤薬について、 事故報告がなかった事実を確認したものです。報告対象となる事故の範囲については、運営指導や 集団指導の場面で事業所に対し指導しております。 ・No.5につきましては、同法人が運営する他事業所との兼務状況を区別せずに勤務実績が作成され ていたという趣旨で、サービス提供に係る人員体制を定めていないという趣旨ではございません。 なお、前述の状況については、資料にございます通り、既に改善されていることを確認してしま います。 ・No7につきましては、委員お見込みの通りでございまして、こちらも既に改善されていることを 確認しております。</p>

令和4年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
6	2	2	<p>居宅介護支援事業所が新規で指定されるとのことですが、市内の事業所および介護支援専門員の年度推移や現在の充足状況について教えてください。市のホームページに掲載されている居宅介護支援事業所一覧表（令和5年1月1日現在）によると、127事業所中、44事業所が新規受入可能数を0と報告しており、介護支援専門員数が不足している可能性を憂慮します。</p>	<p>市内居宅介護支援事業所数と介護支援専門員につきましては、 （令和2年3月31日時点）居宅介護支援事業所数148、介護支援専門員413人 （令和3年3月31日時点）居宅介護支援事業所数146、介護支援専門員401人 （令和4年3月31日時点）居宅介護支援事業所数145、介護支援専門員409人 で推移しており、市ホームページで公表している直近の受け入れ可能総数は306人となります。 ただし、各事業所における受け入れ体制は、所属する介護支援専門員の雇用形態や担当件数に関する事業所毎の方針等により差異があり、過不足を判断できない状況です。</p>
7	2	3	<p>新規指定先2件とも事業所変わらず、運営法人が交代したものです。 ①前運営会社の「株）アーバンテック」が吸収、「有）カット」が営業譲渡した理由はそれぞれどんな理由によるもののでしょうか？ ②この件での吸収・譲渡により ・利用者影響はありますか？ ・職員の配置に変動はありますか？</p>	<p>当日、担当からご説明申し上げる予定でございますが、以下の通りとなります。 ①吸収分割、事業譲渡の理由につきましては各法人の内部事情によるものとなるため、確認しておりません。 ②運営法人変更による利用者への影響、職員の配置とも変動はございません。</p>
8	2	7,10	<p>No.2デイサービスまばし 1単位目、2単位目と時間で分かれているということは、日中通しはない、ということでしょうか。（利用料に、昼食の記載もなし） No.3 ウェルズ・クレア・リビング ①職員の配置としては、全体で常勤換算 10.2人と見ますが、利用定員 29名に対し、職員定員は規定水準ですか？ ②加算体制の中の「看取り連携加算」とは、看取り介護加算Ⅰのことでしょうか？</p>	<p>デイサービスまばしにつきましては、お見込みの通りで、午前と午後のサービス提供に分けられています。 ウェルズ・クレア・リビングにつきましては、 ①人員基準に適合しております。 ②「看取り介護加算」はグループホームで規定される加算となります。なお、両加算（看取り介護加算、看取り連携体制加算）につきましては、算定要件にいくつか差異はありますが、看取り期におけるサービス提供への評価という点で、同旨の加算となります。</p>
9	3	2	<p>(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成員 ①の赤字の変更部分で「基幹包括職員が参加し、助言を行うこと」とありますが、昨今の地域包括支援センターが抱える問題については複雑・多岐にわたっていると思われれます。助言を与えることは地域包括職員より多くの経験知識が職員には必要となると思いますが、基幹包括職員の能力の向上についてはどのようにお考えですか。</p>	<p>能力の向上については、毎年開催している地域包括支援センター職員合同研修会に基幹型包括職員が出席し、ケース支援やアセスメントに関する知識を学んでいる他、県やNPOが主催する各種研修にも参加し、能力向上を図っています。また、週に1度、基幹型包括内でカンファレンスを実施し、事例検討を行ったり、専門職の有志により開催される勉強会に参加したりするなど、スキルアップに努めています。 今後も、これらの研修等への参加を通してスキルアップに努めてまいりたいと考えています。</p>
10	3	3	<p>4個別業務の実施指針④ レビュー会議についてですが一般的には事業の進捗を確認し、目標とのギャップを埋めるために何をすべきかを検討する場だと思いますが、具体的にはどのような会議をお考えで、また相談支援の標準化や質の向上にはどのように寄与するとお考えですか。地域包括に負担は与えませんか。</p>	<p>今年度、基幹型包括と地域包括の間でレビュー会議の実施を開始したところでです。 その内容につきましては、各地域包括が抱える支援ケース事例への支援方針確認と終結の判断等が主となっております。基幹型包括と地域包括がそれぞれ事例を共有することにより、新たな支援方法の提案や終結判断におけるアドバイスなどを行うことができるため、相談支援の質の向上を目的として、引き続き行ってまいりたいと考えています。 負担感については、各地域包括によりまちまちと思われれますが、今年度より開始した会議でもあるため、実施方法や内容等については、今後ブラッシュアップしてまいります。</p>